

5 平成25年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成25年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,111,119千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1,241,701
	1 繰越金	1,241,701
2 諸収入		1,869,418
	1 貸付金償還金	1,869,416
	2 雑入	2
歳入	合計	3,111,119

歳 出

款	項	金額
1 中小企業近代化資金		3,111,119
	1 中小企業近代化資金	3,111,119
歳 出 合 計		3,111,119

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成25年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成25年度から平成33年度まで	借入元本2,200,000千円及び自己調達資金100,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）	
公益財団法人やまなし産業支援機構が、平成25年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成25年度から平成32年度まで	借入元本1,000,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあっては50%以内）	

6 平成25年度山梨県農業改良資金特別会計予算

平成25年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ204,734千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		7,133
	1 繰入金	7,133
2 繰越金		164,031
	1 繰越金	164,031
3 諸収入		21,270
	1 貸付金償還金	21,025
	2 雑収入	245

4 県	債					12,300
		1 県	債			12,300
歳入		合計				204,734

歳出

1 農業改良資金 貸付	款	項	金	額		
					1 資金貸付金	204,734
	歳出		合計			204,734

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金 貸付	12,300	普通貸借	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	12,300			

7 平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,600,358千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		1
	1 繰越金	1
2 諸収入		1,600,357
	1 貸付金元利収入	1,600,357
歳入	合計	1,600,358

歳出

款	項	金額
1 市町村振興資金		1,600,358

	1 資金貸付金	1,600,358
歳 出	合 計	1,600,358

8 平成25年度山梨県県税証紙特別会計予算

平成25年度山梨県県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,659,214千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 県税証紙収入	1 県税証紙収入	1,659,212
		1,659,212
	2 繰越金	
2 繰越金	1 繰越金	2
	2	
歳 入	合 計	1,659,214

歳出

款	項	金額
1 繰出金		1,659,214
	1 一般会計繰出金	1,659,214
歳出合計		1,659,214

9 平成25年度山梨県集中管理特別会計予算

平成25年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ108,041,670千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		69,597
	1 使用料	69,597
2 繰入金		28,299

	1 繰入金	28,299
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		107,943,773
	1 振替収入	107,943,773
歳入	合計	108,041,670

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		28,614
	1 自動車管理費	28,614
2 給与管理費		107,891,405
	1 給与管理費	107,891,405
3 通信管理費		75,000
	1 通信管理費	75,000

4 車両燃料管理費		
	1 車両燃料管理費	46,651
歳出	合計	108,041,670

10 平成25年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成25年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,252,632千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金		
	1 繰入金	31,305,537
2 諸収入		
	1 貸付金償還金	32,947,095
歳入	合計	64,252,632

歳 出

款	項	金 額
1 商工業振興資金		64,252,632
	1 商工業振興資金	31,306,087
	2 一般会計繰出金	32,946,545
歳 出 合 計		64,252,632

11 平成25年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成25年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,401千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		895
	1 繰 入 金	895

2	繰越	金			
			繰越	金	50,757
3	収入	諸			
			1	貸付金償還金	49,747
			2	雑入	2
歳入			合計		101,401

歳出

	款	項	金額
1	林業・木材産金 改善資付金		
		1	資金貸付金
2	木材産業等高度化 推進資金付金		
		1	資金貸付金
3	林業就業促進資金 貸付金		
		1	資金貸付金

歳 出 合 計

101,401

12 平成25年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,643,127千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金	1 負担金	3,455,649
		3,455,649
2 県支出金	1 県補助金	846,555
		846,555

3	繰入金			2,061,364
		1	繰入金	2,061,364
4	繰越金			2,559
		1	繰越金	2,559
5	県債			277,000
		1	県債	277,000
歳入		合計		6,643,127

歳出

1	流域下水道費			4,658,091
		1	流域下水道管理費	3,211,040
2	公債費			1,984,036
		1	公債費	1,984,036
2	公債費			1,984,036
		1	公債費	1,984,036

3 予 備 費				1,000
	1 予 備 費			1,000
歳 出	合 計			6,643,127

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター汚泥かき寄せ機設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成26年度		90,000 千円
富士北麓流域下水道建設事業に係る富士北麓浄化センター汚泥濃縮機設備更新工事（富士吉田市）について請負契約を締結すること。	平成26年度		84,000 千円
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター汚泥濃縮機設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	平成26年度		141,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター中央監視設備更新工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。	平成26年度		260,000 千円

<p>釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川浄化センター汚泥濃縮機設備更新工事（南巨摩郡富士川町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成26年度</p>	<p>54,000 千円</p>
--	---------------	------------------

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>流域下水道事業費</p>	<p>277,000</p>	<p>普通 通債 貸券 借発 又行</p>	<p>9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後、当 該見直し 後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。</p>
<p>計</p>	<p>277,000</p>			

13 平成25年度山梨県公債管理特別会計予算

平成25年度山梨県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,932,052千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	87,602
2 繰入金	1 一般会計繰入金	86,197,286
3 県債	1 県債	20,647,164
歳入	合計	106,932,052

歳出		款	項	金額
1	公債費		1 公債費	106,844,450
			1 公債費	106,844,450
2	諸支出金		1 県債管理基金積立金	87,602
				87,602
歳出合計				106,932,052

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	20,647,164	普通債 貸券 借発 又行	9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直し を行った	政府資金については、その融資条件により、銀行の他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとある。

			後において は、当該見 直し後の利 率)	
計	20,647,164			

14 平成25年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間目標供給電力量 477,577,000キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益 3,703,371千円

第1項 営業収益 3,657,001千円

第2項 財務収益 12,159千円

第3項 事業外収益 34,181千円

第4項 特別利益 30千円

支出

第1款 電気事業費用 3,444,048千円

第1項 営業費用 3,323,753千円

第2項 財務費用 51,389千円

第3項 事業外費用 43,876千円

第4項 特別損失 20,030千円

第5項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資

本

本的支出額に対し不足する額1,795,211千円は、当年度分消費税及び地方消費税資
本的収支調整額74,293千円、減価積立金221,895千円、中小水力発電開発改良積立
金30,000千円、地域文化振興・環境保全積立金551,590千円及び過年度分損益勘定
留保資金917,433千円で補てんするものとする。)。

収入

第1款 資本的収入 95,507千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

第2項 長期貸付金償還金 64,661千円

第3項 国庫補助金 22,220千円

第4項 工事負担金 8,616千円

支出

第1款 資本的支出 1,890,718千円

第1項 小水力発電所建設費 150,000千円

第2項 太陽光発電施設等建設費 445,000千円

第3項 水力発電設備改良費 754,260千円

第4項 業務設備改良費 20,273千円

第5項 事業外設備改良費 52,500千円

第6項 水力発電地点等開発調査費 84,000千円

第7項 水力発電設備改良調査費 62,790千円

第8項 企業債償還金 221,895千円

第9項 繰出金 100,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 電気事業費用	1 営業費用	西山発電所 西山ダム調整池 護岸補修事業 (第2期工事)	105,000 千円	平成25年度	31,500 千円
				平成26年度	73,500 千円
1 資本的支出	2 太陽光発電 施設等 建設費	電力貯蔵技術 研究推進事業	600,000 千円	平成25年度	445,000 千円
				平成26年度	130,000 千円
				平成27年度	25,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と事業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等 1,006,342千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成25年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給湯口数 532口

(2) 年間総給湯量 745,000立方メートル

(3) 一日平均給湯量 2,041立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 温泉事業収益 140,401千円

第1項 営業収益 138,850千円

第2項 営業外収益 1,541千円

第3項 特別利益 10千円

支出

第1款 温泉事業費用 133,688千円

第1項 営業費用 130,940千円

第2項 営業外費用 1,238千円

第3項 特別損失 510千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額179,540千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,800千円、建設改良積立金72,450千円及び過年度分損益勘定留保資金103,290千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 10千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

支出

第1款 資本的支出 179,550千円

第1項 温泉事業設備改良費 179,550千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 温泉事業費用	1 営業費用	温泉施設改修事業	61,300 千円	平成25年度	300 千円
				平成26年度	21,400 千円
				平成27年度	39,600 千円
1 資本的支出	1 温泉事業 設備改良費	温泉施設改修事業	273,100 千円	平成25年度	35,700 千円
				平成26年度	146,500 千円
				平成27年度	90,900 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

<p>(1) 営業費用と営業外費用との間 (議会の議決を経なければ流用することできない経費) 第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。 (1) 職員給与費等 (たな卸資産購入限度額) 第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,223千円と定める。</p>	<p>第1項 固定資産売却代金 10千円 支 出 第1款 資本的支出 70,162千円 第1項 地域振興事業設備改良費 4,500千円 第2項 他会計借入金償還金 64,662千円 第3項 予 備 費 1,000千円 (一時借入金) 第5条 一時借入金限度額は、80,000千円と定める。 (予定支出の各経費の金額の流用) 第6条 予定支出の各経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。 (1) 営業費用と営業外費用との間</p>
<p>16 平成25年度山梨県管地域振興事業会計予算 (総則) 第1条 平成25年度山梨県管地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。 (業務の予定量) 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。 (1) 丘の公園年間総収容人員 225,916人 (収益的収入及び支出) 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p>	
<p>収 入 第1款 地域振興事業収益 157,591千円 第1項 営業収益 157,502千円 第2項 営業外収益 79千円 第3項 特別利益 10千円 支 出 第1款 地域振興事業費用 169,009千円 第1項 営業費用 159,945千円 第2項 営業外費用 8,054千円 第3項 特別損失 10千円 第4項 予 備 費 1,000千円 (資本的収入及び支出) 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額70,152千円は、過年度分損益勘定留保資金1,671千円及び当年度分損益勘定留保資金68,481千円で補てんするものとする。)</p>	
<p>第1款 資本的収入 10千円</p>	